

外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用届出等取扱規則

(平成十六年十二月十八日規則第一百号)

改正 平成二十一年 二月一九日

同 二六年一月一八日

令和 三年 六月一八日

(目的)

第一条 この規則は、外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程(会規第七十号。以下「規程」という。)第七条第七項の規定に基づき、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「外国法事務弁護士等」という。)による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する届出等につき、必要な事項を定める。

(届出書)

第二条 外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関して本会に提出することを要する書類の様式を次のとおり定める。

- 1 -

- 一 雇用届出書(別記様式第一号)
- 二 雇用届出事項変更届出書(別記様式第二号)
- 二の二 種類変更・合併届出書(別記様式第二号の二)
- 三 雇用終了届出書(別記様式第三号)

(添付書類)

第三条 規程第七条第一項から第三項までの規定による外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用の届出には、雇用に関する概要申述書(別記様式第四号)を添付しなければならない。

2 規程第七条第四項の規定による外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用届出事項変更の届出には、変更に係る事項を証する書類又はその写しを添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年二月一九日規則第一四〇号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第一号書式から

第四号書式改正)抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)の施行の日から施行する。(後略)

- 2 -

(平成二十二年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)

附 則 (平成二十六年一月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に關
する規則 題名、第一条、第二条、第三条、
第一号書式、第二号書式、第三号書式、第
四号書式改正) 抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規
則の整備に関する規則 第一条、第二条、
第三条、様式第一号、様式第二号、様式第
二号の二、様式第三号、様式第四号改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一一号で令和四年一月一日から施行)

別記様式第1号（第2条関係）

雇用届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程第7条第1項から第3項までの規定に基づき必要書類を添えて次のとおり届け出ます。

【届出人】

外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【届出事項】

- 1 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、氏名及び職務上の氏名）、登録番号及び事務所
- 2 雇用契約に期間の定めのあるときは、その期間
- 3 雇用する外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士法人にあつては、当該外国法事務弁護士法人及びその社員、共同法人にあつては、その外国法事務弁護士である社員）の取り扱う法律事務の範囲
雇用に関する概要申述書記載のとおり
- 4 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲
雇用に関する概要申述書記載のとおり

【添付書類】

雇用に関する概要申述書（別記様式第4号）

以上の届出内容が事実と相違ないこと及びこれと抵触する取決めが第三者との間に存在しないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、別紙を添付してください。

別記様式第2号（第2条関係）

雇用届出事項変更届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する届出事項について次のとおり変更しますので、外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程第7条第4項の規定に基づき必要書類を添えて届け出ます。

【届出人】

外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【変更事項】 該当項目にを付してください。

雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を含む。）

雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の事務所

雇用契約に期間の定めのあるときは、その期間

雇用する外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士法人にあつては、当該外国法事務弁護士法人及びその社員、共同法人にあつては、その外国法事務弁護士である社員）の取り扱う法律事務の範囲

雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

【変更の具体的内容】

* 変更に係る雇用される弁護士又は外国法事務弁護士については、登録番号を記載すること。

以上の届出内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

* 記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、別紙を添付してください。

別記様式第2号の2（第2条関係）

種類変更・合併届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

種類の変更又は合併をいたしました。外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する事項は既に届出をしておりますので、外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程第7条第5項の規定に基づきその旨を届け出ます。

【届出人】

外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【届出事項】 該当項目に を付すとともに、雇用届出時の法人の名称及び届出番号を記載してください。

種類の変更をいたしました。外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する事項は既に届出をしております。

（雇用届出時の法人の名称及び届出番号）

合併をいたしました。外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する事項は既に届出をしております。

（雇用届出時の法人の名称及び届出番号）

【種類変更又は合併の年月日】

以上の届出内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

別記様式第3号（第2条関係）

雇用終了届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

年 月 日届出に係る雇用を終了したので、外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程第7条第6項の規定に基づき届け出ます。

【届出人】

外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【雇用終了の年月日】

以上の届出内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、別紙を添付してください。

雇用に関する概要申述書

年 月 日

【事務所の名称及び所在場所】（外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）にあつては、法人の名称、主たる事務所の名称及び所在場所）

【届出人】

外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

外国法事務弁護士法人又は共同法人にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

1 雇用する外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士法人にあつては、当該外国法事務弁護士法人及びその社員、共同法人にあつては、その外国法事務弁護士である社員）の取り扱う法律事務の範囲

2 雇用される弁護士又は外国法事務弁護士の取り扱う法律事務の範囲

以上の申述内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載の上、別紙を添付してください。